

四国ブロック社会福祉士会 災害対応マニュアル

(目 的)

このマニュアルは、公益社団法人日本社会福祉士会災害対応ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づく支援を具体化し、四国ブロックの各県社会福祉士会の協力にもとづいて効果的な支援をするために必要な事項を定めるものである。

(災害の定義)

ガイドラインにおける「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他人為的要因及び科学的要因による事象であつて、大規模な破壊、死傷者をもたらす、広範囲にわたって地域社会の崩壊と人々に心理的外傷を引き起こす出来事をいう。

(支援方針)

1. ソーシャルワークを発揮する支援

社会福祉士としての知識や技術を活用して、主として以下の支援を行う。

- (1) 被災地における避難所生活や仮設住宅での要援護者把握のための実態調査
- (2) 地域での生活再建に関するアセスメント、生活ニーズの把握、課題解決に向けた支援

2. 被災地が主体となる支援

被災地では、行政機能の低下や社会資源の需要と供給のバランスが崩壊していることも想定されることから、以下の点に留意する。

- (1) 行政等との連携に基づく要請（ニーズ）に依拠した支援であること
- (2) 被災地を主体とした活動展開を行うこと

3. 終了を見据えた継続的な支援

被災地支援は短くて数カ月、長ければ数年に及ぶことがあることを念頭に置き継続した支援を行うことが必要である。また、その一方で、現地の組織や関係機関の機能が回復するまでといった終了を見据えた限定的な支援を行うことである。

- (1) 被災地の状況に応じて場合によっては数か月から数年に及ぶ継続的な支援を念頭に置くこと
- (2) 現地の組織や関係機関の機能が回復する終期を見据えた支援であること

(災害支援の内容)

1. 被災地において日常生活の再建を支援するための相談援助と諸関係機関との連携・調整

2. 災害が発生した際に被害の度合いを少なくするための地域支援体制の構築

3. その他具体的な支援例は以下の通り

- (1) 地域包括支援センター等への派遣を通じた地域ネットワークの構築支援
- (2) スクールソーシャルワーカー等の派遣
- (3) 成年後見制度相談会の開催
- (4) 転居先の支援
- (5) 避難所、福祉避難所、仮設住宅等での相談支援、代弁者としての役割
- (6) 生活支援員等の養成、活動支援
- (7) その他、被災地の社会福祉士の支援

(ブロック内災害支援幹事県並びに副幹事県の設置)

1. 四国ブロック内に災害支援担当の幹事県並びに副幹事県を置く。

2. 副幹事県は幹事県を補佐する。

(ブロック内災害対策本部の設置)

災害が発生した際は、幹事県と副幹事県で協議を行い、災害対策本部の設置等について判断する。ブロック内の災害対策本部は幹事県に置く。ただし、幹事県が被災した場合は副幹事県に災害対策本部を置く。

(幹事県並びに副幹事県の任期並びに順番)

1. 幹事県並びに副幹事県の任期は、それぞれ1年（4月1日から翌年3月末まで）とする。

2. 幹事県並びに副幹事県は輪番制とし、本マニュアル施行年度より下記表の順で担当する。

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
幹事県	愛媛県	高知県	徳島県	香川県
副幹事県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県

(幹事県の役割)

幹事県の役割は以下のとおりとする。

1. 被災状況の情報収集

公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という）、被災地災害対策本部、報道機関等

からの情報収集、テレビ、ラジオ、インターネット、SNSなどを通して情報収集を行い、幹事県は集約した情報にもとづいてブロック内の各県社会福祉士会に情報の提供を行う。

2. 災害対策会議の招集

幹事県は、災害が発生した日から概ね2週間以内にブロック内の各県社会福祉士会の災害担当者を招集し災害対策会議を開催する。また、必要に応じ日本社会福祉士会に参加要請を行う。

3. 災害支援活動計画の策定

幹事県または副幹事県は、必要に応じ災害対策担当者を被災地に派遣し、被災地の県社会福祉士会並びに日本社会福祉士会と協力し、被災地の状況等を把握の上、災害支援活動計画を策定する。同計画の具体的な推進については、災害の範囲や規模等を勘案の上、日本社会福祉士会や被災地社会福祉士会等関係団体と協議し、以下の事項について決定するものとする。

(1) 災害支援活動方針及び計画の周知及び広報

災害支援活動方針及び計画について、日本社会福祉士会会員への周知を図る。

(2) 日本社会福祉士会及び被災地社会福祉士会との協議、連絡調整

(3) 日本社会福祉士会会員の派遣調整及び宿泊先の確保等の支援を行う。

(4) 支援活動を行った会員の報告及び情報の共有

(5) 支援の終結時期についての評価会議の設置

(6) その他

(改 廃)

このマニュアルを改廃するときは、四国ブロック会長・事務長会議の承認を得なければならない。

附 則

このマニュアルは、2018年4月1日から施行する。